

# 2019年度の高度化法に基づく 達成計画の報告について

2020年9月17日  
資源エネルギー庁

# 高度化法の非化石電源比率の達成に向けた状況について

- 高度化法施行令第5条1号に掲げる事業を行う小売電気事業者、及び一般送配電事業者と特定送配電事業者のうち、2019年度における電気の供給量（小売供給分に限る）が5億キロワット時以上の事業者（報告対象事業者）は、高度化法に基づく非化石エネルギー源の利用の目標達成のための計画（達成計画）を提出することとされており、2020年7月末が期限とされていた。（提出対象となった企業は61事業者（国内の販売電力量のシェア率97%））
- 今回提出された達成計画について、現状の非化石電源比率を確認するとともに、2030年度の目標達成に向けた取り組み状況等の確認に重点を置いて評価を行った。その内容について、報告することとした。

# 高度化法の非化石エネルギー源の利用目標達成計画の提出について

- 高度化法に基づき、小売電気事業者、及び一般送配電事業者、特定送配電事業者のうち、2019年度における電気の供給量（小売供給分に限る）が5億kWh以上の事業者（以下掲載）計59社（61事業者）から、非化石エネルギー源の利用目標達成計画（達成計画）の提出があった。

※今年度より対象となった事業者は6事業者、今年度より達成計画提出対象外となった事業者は4事業者存在した。

<2020年度の達成計画の報告対象事業者>

旧一般電気事業者	新電力				
	F-Power	日本テクノ	ENEOS（旧JXTGエネルギー）	日鉄エンジニアリング	エナリス・パワー・マーケティング
北海道電力	イーレックス	Looop	オリックス	KDDI	大和ハウス工業
東北電力	エバーグリーン・リテイリング（旧イーレックス・スパーク・マーケティング）	ダイヤモンドパワー	シン・エナジー	東邦ガス	HTBエナジー
東京電力EP	エバーグリーン・マーケティング	出光グリーンパワー	アイ・グリッド・ソリューションズ	シナジアパワー	SBパワー
中部電力ミライズ	エネット	新出光	サミットエナジー	ジェイコムウエスト	九電みらいエナジー
北陸電力	出光興産	ウエスト電力	リコージャパン	ジェイコム東京	ハルエネ
関西電力	オプテージ	北海道瓦斯	東京ガス	アーバンエナジー	楽天モバイル
中国電力	エネサーブ	伊藤忠エネクス	東急パワーサプライ	丸紅新電力	CDエナジーダイレクト
四国電力	サイサン	大阪瓦斯	王子・伊藤忠エネクス 電力販売	関電エネルギー・ソリューションズ	鈴与電力
九州電力 (送配電・小売)	ミツウロコグリーンエネルギー	エフビットコミュニケーションズ	テプロカスタマーサービス	MCリテールエナジー	
沖縄電力 (送配電・小売)					

# 高度化法の非化石電源比率の現状について

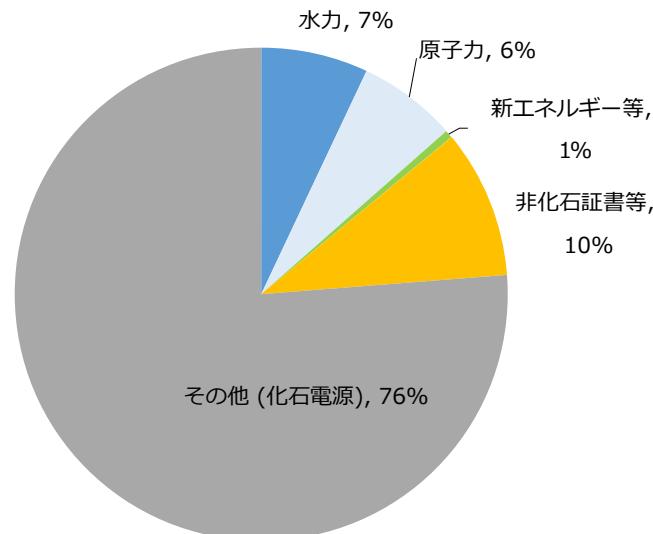
- 報告対象事業者は、達成計画の提出にあたって非化石電源比率の現状と2030年度の目標値を記載することになっている。報告対象事業者の非化石電源比率の現状（2019年度実績）は以下のとおり。

非化石電源比率加重平均	
23.77%	
△	
2019年度実績	
非化石電源比率	事業者数
40%～	2
35%～40%	2
30%～35%	0
25%～30%	1
20%～25%	3
15%～20%	3
10%～15%	25
5～10%	25
合計	61

非化石電源種別	比率
水力	7%
原子力	6%
新エネルギー等	1%
非化石証書等	10%
合計	24%

非化石証書等の状況	
非化石証書使用量	469.712
余剰非化石電気相当量の分配 (売残りFIT非化石証書の分配量)	82,537

単位 : GWh



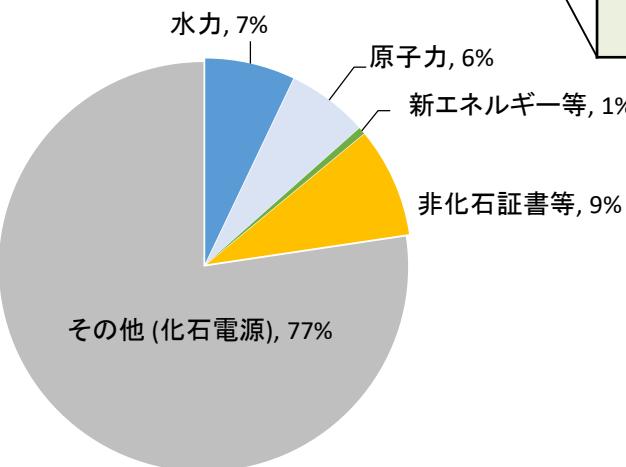
# (参考) 2018年度の報告について

令和元年8月第20回電力・ガス基本政策小委員会資料より抜粋・一部修正

- 2018年度実績は以下のとおり。

非化石電源比率加重平均	
22.84%	
非化石電源比率	事業者数
40%~	2
35%~40%	1
30%~35%	1
25%~30%	1
20~25%	3
15~20%	1
10~15%	14
5~10%	36
合計	59

非化石電源種別	比率
水力	7%
原子力	6%
新エネルギー等	1%
非化石証書等	9%
合計	23%



非化石証書等の状況	
非化石証書使用量	24.9
余剰非化石電気相当量の分配 (売残りFIT非化石証書の分配量)	75,163

# 過年度度実績との比較

- 昨年度提出された達成計画に基づき2017年度、2018年度の非化石電源比率の実績値と2019年度の非化石電源比率の実績値の比較を行った。
- 対象事業者全体の非化石電源比率は、2017年度18%、2018年度23%に対し、2019年度は24%となった。
- 過年度同様、大半の事業者が非化石電源比率は15%未満であるが、35%以上の非化石電源比率の事業者は、18年度対比で1社増加の計4社となった。

事業者全体の非化石電源比率

非化石電源種別	2017年度	2018年度	2019年度
水力	8%	7%	7%
原子力	3%	6%	6%
新エネルギー等	1%	1%	1%
非化石証書等 (余剰非化石電気相当量を含む)	6%	9%	10%
合計	18%	23%	24%

対象事業者の非化石電源比率の分布

非化石電源比率	2017年度	2018年度	2019年度
40%～	0	2	2
35%～40%	0	1	2
30%～35%	1	1	0
25%～30%	3	1	1
20%～25%	3	3	3
15%～20%	1	1	3
10%～15%	8	14	25
5～10%	30	36	25
合計	46	59	61

# 2030年度目標に向けた取り組みについて

- 報告対象事業者は、達成計画を提出するにあたって、2030年度の目標値（44%以上）を記載すると共に当該目標達成に向けた取り組みについても記載。取り組み内容の集計結果は以下のとおり。

2030年度の目標達成に向けた取り組み (代表的なもの)	事業者数
非化石証書の購入	54
卒FIT電気や非FIT再エネ電気の調達	27
公営水力・大型水力の電気の調達	11
自社保有の大型水力発電所の安定操業や原子力発電所の再稼働及び安定操業等	10
非FIT再エネ発電所の安定操業及び新規開発	9
原子力発電の電気の調達	3
廃棄物等の新エネルギー電気の調達	9

# 達成計画提出対象事業者からの意見等

## 〈高度化法2030年度目標の実現に関する主な意見等〉

- 現在需要家が非化石電源由来の電気を購入した場合、通常の電気と比べて割高になるためごく一部の層にしかニーズがありませんが、非化石電源由来の電気を購入した場合に、需要家側へインセンティブが働く制度などがあれば、このような電気に対するニーズはより一層高まるものと考えられます。そのようなニーズが高まれば、自ずと事業者側（供給側）の非化石電源比率も向上するものと思慮致しました。
- 2030年度目標達成方法について、多くの事業者が非化石証書の購入を挙げていることと、グループでの目標共同達成が不可であること、また新電力事業者の大半が現時点での非化石電源比率が10%以下であることを踏まえると、非化石証書価格の高騰の可能性も考えられる。2030年度44%目標達成確度を高めるため、第一フェーズが終了する2022年度以降も引き続き、グランドファザリングを設定いただきたい。また現在議論中の小売り料金への転嫁についても、早期にご検討いただき、方向性を示していただきたい。
- 非化石価値エネルギー源の利用目標の達成にあたっては、原子力発電所の再稼動をはじめ、我が国における非化石電源の発電量が適切に増加していくことが条件になると認識しています。さらに、それらの電源が非化石価値取引市場等で適切（高騰、売惜しみ、買占めなどなく）に取引されるような制度的措置を希望いたします。
- 第2次中間とりまとめにおいては、新電力や中立委員の指摘を踏まえ、「非化石証書の調達に伴う小売電気事業者の競争環境に与える影響や非化石電源の利用の促進状況について必要に応じて検証を行い、必要があると認められる場合には、柔軟かつ速やかな対応を行うなど不断の見直しを行う」と記載された。規制当局としては、この記載を十分念頭に置きつつ、非化石証書の取引が小売事業者間の競争に与える状況を常時ウォッチし、懸念された競争上の問題が認められれば、第1フェーズの途中であっても、制度を見直すなどの対応を確実に実施していただきたい。
- 旧一般電気事業者と長期随意契約が締結されてきた、公営電気事業者が保有する発電所（特に水力）由来の電力が、一般競争入札方式へ移行しすべての小売事業者に取引機会が開かれるよう、長期契約の解消や、契約期間満了時の一般競争入札への移行などを促進するための環境が整備されること。
- 目標達成の手段として、再生可能エネルギー電源を取り込むことを検討中。再生エネ電源について技術面、コスト面の制約が解消され、事業として見込めるような環境が整うことを希望している。

## 2019年度の達成計画の評価

- 報告対象事業者による2019年度の非化石電源比率の加重平均は24%と昨年度の実績値23%から約1%上昇。これは、主に非化石証書の購入による増加が主因。
- 小売事業者単位で見ると、みなし小売事業者の内、一部の事業者や水力・原子力発電等の活用等により、平均以上の非化石電源比率となっている。他方、新電力は一部事業者が平均以上の非化石電源比率となっているものの、大半は15%未満であり、余剰非化石電気相当量(売れ残りFIT非化石証書量 約9.7%)の利用が過半を占めている。
- また、2030年度の目標達成の方法としては、「卒FIT電気や非FIT再エネ電気の調達」、「公営水力・大型水力の電気の調達」、「自社保有の非化石電源の安定操業」、「非FIT再エネ発電所の安定操業及び新規開発」等が挙げられるなか、多くの事業者から「非化石証書の購入」が挙げられた。
- 報告対象事業者の意見では、需要家における非化石証書の利用メリットの改善、非化石証書の調達環境や旧一電と新電力との市場における公平性、制度の不断の見直し等の意見があった。
- 本19年度達成計画の提出対象者数は、18年度対比で全体で2社増加(新規参入事業者6社、提出対象外4社)となった。なお、昨年度報告対象者で今年度報告対象外となった4社について経緯を確認したところ、事業形態の変更に伴う小売事業の他社への移管、既存顧客との契約解消にともなう販売量減少、事業継続の困難に伴う規模縮小、と意図的な会社分割などにより販売電力量を減らす行動に起因するものではなかった。
- これらを踏まえ、高度化法の目標の確実な達成に向けて、来年度の中間評価の基準設定を含めた市場全体の取引環境の整備等に取り組んでいくことが今後も必要。

# 2021年度の中間評価の基準となる目標値(中間目標)の設定の進め方について

- 昨年度の本作業部会において、第一フェーズ(2020～2022年度)における中間目標値の基本的な設定プロセスは決定済みである。次回以降の検討会で2021年度中間目標値の具体的な議論を進めることとしたい。
- なお、今回の提出事業者の中には、18年度実績報告者対比で新規提出事業者が含まれているため、当該新規参入者に対する化石電源グランドファザリング(特例措置)の設定方法もあわせて確認することとする。

